DNP グループ
サステナブル調達ガイドライン
（第5版）

2024年 7 月

大日本印刷株式会社

DNPグループサステナブル調達ガイドライン

このガイドラインは、DNPグループとそのビジネスパートナーがともに社会的責任を果たしていくために取り組むべき事項として定めたものです。

DNPグループでは、本ガイドラインをお取引にあたっての重要な事項として、取り組み状況を定期的に確認させていただきたいと考えております。サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインをご理解賜り、取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

【項　目】

●管理体制の構築（要請事項）……1

A. マネジメントシステムの構築
B. サプライヤーの管理
C. サプライチェーンリスクの管理
D. 事業の継続性確保
E. 苦情処理メカニズムの整備
F. 取り組み状況の開示

●行動基準（遵守事項）

1. 法令遵守・国際規範の尊重…… 2
1-1. 法令遵守・国際規範の尊重

2.人権・労働 …… 3
2-1. 強制的な労働の禁止
2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
2-3. 労働時間への配慮
2-4. 適切な賃金と手当
2-5. 非人道的な扱いの禁止
2-6. 差別の禁止
2-7. 結社の自由、団体交渉権

3.安全衛生…… 4
3-1. 労働安全
3-2. 緊急時への備え
3-3. 労働災害・労働疾病
3-4. 産業衛生
3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮
3-6. 機械装置の安全対策
3-7. 施設の安全衛生
3-8. 安全衛生のコミュニケーション
3-9. 労働者の健康管理

4. 環　境 …… 6
4-1. 環境許可と報告
4-2. 温室効果ガスの排出削減
4-3. 大気への排出
4-4. 水の管理
4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理
4-6. 化学物質管理
4-7. 製品含有化学物質の管理

5. 公正取引・倫理 …… 8
5-1. 腐敗防止
5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
5-3. 適切な情報開示
5-4. 知的財産の尊重
5-5. 公正なビジネスの遂行
5-6. 通報者の保護
5-7. 適切な輸出入管理
5-8. 責任ある鉱物調達

6. 製品の安全性・品質 …… 9
6-1. 製品の安全性の確保
6-2. 品質保証
6-3. 正確な製品・サービス情報の提供

7. 情報セキュリティ …… 10
7-1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御
7-2. 個人情報の漏洩防止
7-3. 秘密情報の漏洩防止

8. 事業継続計画 …… 11
8-1. 事業継続計画の策定と準備

●社会貢献（推奨事項）
1. 社会貢献 …… 12
1-1. 社会・地域への貢献

●来歴 …… 13

管理体制の構築（要請事項）

A. マネジメントシステムの構築

企業は、本ガイドラインの行動基準（遵守事項）の遵守を実現するためにマネジメントシステムを構築する。

B. サプライヤーの管理

企業は、本ガイドラインの行動基準（遵守事項）をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの基準の遵守を監視するプロセスを構築する必要がある。また、さらに上流のサプライヤーに対して伝達する。

C. サプライチェーンリスクの管理

企業は、サプライチェーン全体を可視化し、人権・労働、環境、汚職・腐敗などのリスクを特定・評価し、低減に努める。

D. 事業の継続性確保

企業は、自社もしくは自社のサプライチェーンにおいて、事業に影響を及ぼす緊急事態に備え、被害を最小化する対策と対応手順を策定し、事業の継続・早期復旧できる体制を構築する。

E. 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する必要があり、運用に際しては、相談者が不利益を被らない措置を講じる。

＊DNP グループ コンプライアンス・ホットライン

F. 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに示された各テーマに関わる取り組み、および関連する法規制に基づく情報を開示する。

行動基準（遵守事項）

1. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する。

1-1. 法令遵守・国際規範の尊重

自国および事業を行う国・地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際規範を尊重する。

2. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する。

＊DNP グループ 人権方針 / 人的資本ポリシー

2-1. 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いない。また、労働者の就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を尊重する。

2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせない。また、18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

2-3. 労働時間への配慮

労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させない。国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する。

2-4. 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守する。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮する。

2-5. 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行わない。また、企業が労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する。

2-6. 差別の禁止

差別およびハラスメントを行わない。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する。

2-7. 結社の自由、団体交渉権

現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する。

3. 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ILO 安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境の整備を行う。

＊DNP グループ 人権方針 / 人的資本ポリシー / DNP グループ 安全衛生憲章 / DNP グループ 健康宣言

3-1. 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保し、特に妊娠中のおよび授乳期間中の女性労働者や障がいを持つ労働者、高齢労働者へ合理的な配慮に努める。

3-2. 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順を作成する。必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う。

3-3. 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる。

3-4. 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理する。

3-6. 機械装置の安全対策

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を講じる。

3-7. 施設の安全衛生

労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保し、また、緊急時の適切な避難経路を確保する。

3-8. 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする体制を講じる。

3-9. 労働者の健康管理

全ての労働者に対し、適切な健康管理を行う。また、労働者の心身の健康の保持増進を支援し、健康経営の実現に努める。

4. 環　境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する。

＊DNP グループ 環境方針

4-1. 環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要がある。

4-2. 温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、温室効果ガス排出量について SBT（Science Based Targets）1.5℃水準の自主目標を設定し、継続的削減活動や再生可能エネルギーの積極的導入に取り組む。

*[1]DNP グループ 環境ビジョン 2050

4-3. 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する。

4-4. 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水に努める。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施する。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理

環境への影響が少ない環境対応品の購入*[2]や生物多様性に配慮した原材料調達*[3]を推進する。また、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。*[4]

[2]DNP グループ グリーン購入方針 /[3]DNP グループ 環境ビジョン 2050、DNP グループ 印刷・加工用紙調達ガイドライン / *[4] DNP グループ 環境ビジョン 2050

4-6. 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

4-7. 製品含有化学物質の管理

原材料・資材や製品に含有する化学物質を適切に把握、管理するために「DNP グループ化学物質に関するグリーン購入ガイドライン」に定める下記の事項を遵守する。

(1)製品含有化学物質管理体制の構築

(2)製品含有化学物質管理基準

5. 公正取引・倫理

企業は、法令を遵守することはもとより、社会倫理に基づいた誠実な行動をとる。

5-1. 腐敗防止

あらゆる種類の腐敗行為（贈収賄、恐喝、横領など）を行わない。

＊DNP グループ 贈収賄防止方針

5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しない。

＊DNP グループ 贈収賄防止方針

5-3. 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を適宜・適切に開示する。

5-4. 知的財産の尊重

サプライヤーなどの第三者の知的財産を尊重する。

5-5. 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行う。

5-6. 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者が不利益を被らない措置をとる。

＊DNP グループ コンプライアンス・ホットライン

5-7. 適切な輸出入管理

外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）、ワシントン条約、その他の輸出入関連法令、ワッセナー・アレンジメント等の国際合意、国連安保理決議を遵守し、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う。また、外為法及び各国が定める経済制裁関連法令の規制に厳格に準拠する。

5-8. 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金、コバルト、マイカ、アルミニウム、銅、リチウム、およびニッケルなどの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを行う。

6. 製品の安全性・品質

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する。

6-1. 製品の安全性の確保

国内外の該当法令を満たすだけでなく、顧客のニーズと期待に応える製品・サービスを提供するために、製品の安全性確保を最優先に、安全性評価を十分に行い、万一の事故に際しては被害拡大防止のため迅速且つ適切に対応する。

＊DNP グループ 製品安全方針

6-2. 品質保証

製品・サービスの提供を通じて顧客の信頼を獲得し継続的に満足頂くために、安全性と信頼性評価を十分に実施し、製品要求に応える適切な生産システムを構築し、その管理のための品質システムの維持と継続的改善を行う。

＊DNP グループ 品質方針

6-3. 正確な製品・サービス情報の提供

顧客の信頼、並びに生活者の安全・安心を確保するため、製品・サービスに関する情報を正確且つ適正に提供する。

7. 情報セキュリティ

企業は、秘密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティ対策強化の措置を講じる。

＊DNP グループ 情報セキュリティ基本方針 / DNP グループ 個人情報保護方針

7-1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。

7-2. 個人情報の漏洩防止

サプライヤー、顧客、消費者、労働者など全ての個人情報について、関連する法規制やルールを遵守し、適切に管理・保護する。

7-3. 秘密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した秘密情報を、適切に管理・保護する。

8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害、事故、疾病蔓延、地政学リスク、テロ・暴動などにより、自社もしくは自社の取引先の事業に影響を及ぼす場合、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう措置を講じる。

8-1. 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策をまとめた事業継続計画（BCP）を策定する。

社会貢献（推奨事項）

1. 社会貢献

企業は国際社会・地域社会の発展に寄与する社会貢献活動に、積極的に取り組む。

＊DNP グループ 社会貢献活動方針

1-1. 社会・地域への貢献

自社の経営資源を活用し、国際社会・地域社会の発展に貢献する活動を自主的に行う。

来歴

No	改定年月	改定履歴
第 1 版	2006年 3 月	● 「DNP グループ CSR 調達規準」を制定
第 2 版	2011年 3 月	● サプライヤーの定義を見直し ● DNP グループの行動規範や各種方針を参照し表現を整理
第 3 版	2017 年 3 月	● 名称を「DNP グループ CSR 調達ガイドライン」に変更し、全面改定 ● JEITA「サプライチェーン CSR 推進ガイドブック」並びに RBA「行動規範」を参考に、DNP グループの行動規範や各種方針を参照し作成
第 4 版	2020 年11月	● 全体の構成を「要請事項」「遵守事項」「推奨事項」に再整理し、全面改定 ● JEITA「責任ある企業行動ガイドライン」、RBA「行動規範」の内容を参考に、DNP グループの行動規範や各種方針を参照し作成
第 4.1 版	2023 年5月	● 部分改定（”責任ある鉱物調達”の対象鉱物として新たに 4 鉱物を追加）
第 5 版	2024 年 7 月	● 名称を「DNP グループサステナブル調達ガイドライン」に変更し、要請事項 2 項目を新設 ● 国際規範や各国法令等の最新動向を踏まえて、全体の内容を見直し